

いわきニュータウン鹿島サブセンター地区建築協定書

【目的】

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及びいわき市建築協定条例（昭和56年いわき市条例第2号）に基づき、本協定第4条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における建築物の敷地、位置、用途、意匠及び建築設備に関する基準を定めることにより、多様な都市機能を有する街並みの形成と調和のある都市空間としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

【用語の定義】

第2条 この協定における用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

【名称】

第3条 この協定は、いわきニュータウン鹿島サブセンター地区建築協定（以下「協定」という。）と称する。

【協定区域】

第4条 この協定の対象とする区域は、別図に表示するいわきニュータウン鹿島サブセンター地区の区域とする。

【建築物等の制限】

第5条 協定区域内における建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の敷地、位置、用途、意匠及び建築設備は、次の各号に定める基準によらなければならない。

〔建築物の敷地面積〕

(1) 建築物の敷地面積の最低限度は、200平方メートルとする。

〔切土・盛土〕

(2) 切土・盛土は行わないものとする。ただし、築山・築庭又は敷地分割に伴

う場合はこの限りでない。

[進入口]

- (3) 別図に表示するモール（以下「モール」という。）に面する側以外に進入口を設ける場合は、交通の安全性に配慮したものとし、第8条で規定する建築協定運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を受けるものとする。

[擁壁]

- (4) 拥壁の改廃又は築造にあたっては、建築物の敷地の安全性、周辺の景観に十分に配慮したものとし、運営委員会の承認を受けるものとする。

[囲障]

- (5) 建築物の敷地の囲障は、風致、美観を損なわないよう生垣又は開放的な構造のものとする。なお、安全上、防犯上等のため柵を設ける場合は、緑道及び道路に面する側にあっては、風致、美観を損なわないよう柵の外側に植栽を設けるものとする。

[外壁の後退距離]

- (6) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、隣地、緑道及び道路に面する側にあっては1.5メートル以上、別図に表示するモールに面する側にあっては、4.0メートル以上とする。ただし、モールに面する側以外で、建築物の部分が次の（一）に該当する場合は、この限りでない。

- ① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

[広告物等の後退距離]

- (7) 広告物等の先端から敷地境界線までの距離は、隣地、緑道及び道路に面する側にあっては1.5メートル以上、モールに面する側にあっては、3.0メートル以上とする。

[建築物の用途]

- (8) 次に掲げる用途の建築物は、建築できないものとする。ただし、サブセンター地区としての機能に支障を及ぼさない一時的な仮設建築物で、運営委員

会が承認したものはこの限りでない。

- ① ホテル・旅館
- ② 工場（自家販売の為の食品製造業は除く。）
- ③ 車庫（付属車庫は除く。）
- ④ 倉庫が主たる用途の建築物
- ⑤ ガソリンスタンド

【建築物等の意匠】

(9) 建築物等の意匠は、周辺の環境と調和したものとする。

【サイン計画】

(10) 屋外広告物等の設置については、次のとおりとする。ただし、周辺の景観と調和したもので、運営委員会が承認したものはこの限りでない。

- ① 屋外広告物は、社名、商標、建築物の名称にかかわるものに限り周辺の景観と調和した独立看板及び建築物の壁面直付け文字看板とする。ただし、法律等で形態が指定されている看板は、この限りでない。
- ② 貸看板は設置しない。

【駐車場施設】

第6条 駐車場施設（屋内・屋外共）の設置にあたっては、周辺の景観と調和したものとするとともに、建物の用途に応じ所要の駐車場を設置する。

【運営委員会】

第7条 この協定を運営するため、建築協定運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員は、協定区域内の土地の所有者等の互選によって選出する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

【役員】

第8条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) その他の運営委員会で必要と認められる役員。
- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、協定運営のための事務を総括する。
- 4 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、そのあらかじめ指定する順序に従って、その職務を代理する。
- 6 会計は、運営委員会の経理に関する事務を処理する。

【土地の所有者等の届出義務】

第9条 土地の所有者等は、建築物の建築等、第6条及び第7条に係わる行為を行う場合は、事前に運営委員会に対し、次の各号に掲げる事項についてその定める方法により届け出なければならない。

- (1) 建築計画
 - (2) 色彩計画
 - (3) サイン計画
 - (4) 駐車場施設計画
 - (5) その他、別途運営委員会で定めるもの
- 2 土地の所有者等は、所有権等を移転する場合は、その旨を運営委員会に届け出なければならない。

【協定違反の場合の措置】

第10条 第6条及び第7条の規定に違反した者があったときは、委員長は、運営委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して工事施行の停止を請求し、かつ、文書をもって、相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するため必要な措置をとることを請求するものとする。

- 2 前項の請求があったときは、当該土地の所有者等は、これに従わなければならぬ。

【裁判所への提訴】

第 11 条 前条第1項に規定する請求に当該土地の所有者等が従わないときは、委員長は、運営委員会の決定に基づき、その強制履行又は、当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを、裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

【協定の効力】

第 12 条 この協定は、いわき市長の認可の公告があった日から起算して1年以内において、協定区域に2以上の土地の所有者等が存することとなったときから効力を生じる。

2 この協定は、前項の効力を生じた後に協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、効力があるものとする。

【協定の有効期間】

第 13 条 この協定の有効期間は、いわき市長の認可の公告があった日から10年とする。

2 前項の有効期間は、期間満了前6ヶ月までに土地の所有者等の過半数から、文書にて廃止の申出がないときは、更新されるものとする。この場合における有効期間は10年とし、その後も同様とする。

【協定の変更及び廃止】

第 14 条 この協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

2 この協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

【補則】

第 15 条 この協定に規定するもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事

項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この協定書は2部作成し、1部をいわき市長に提出し、1部を委員長が保管し、写しを土地の所有者等となった者全員に配布するものとする。

いわきニュータウン鹿島サブセンター地区緑化協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和48年法律第72号。）の規定に基づき、本協定第4条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における緑化に関する基準を定めることにより、多様な都市機能を有する街並みの形成と調和のある都市空間としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、都市緑地保全法及び同法施行令（昭和49年政令第3号）定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は、いわきニュータウン鹿島サブセンター地区緑化協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定区域)

第4条 この協定の対象とする区域は、別図に表示するいわきニュータウン鹿島サブセンター地区の区域とする。

(協定の締結)

第5条 この協定は、協定地域内の土地所有者及び、建築物の所有を目的とする地上権又は、賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

(樹樹に関する事項)

第6条 土地の所有者等は、次の各号に定めるところにより自己の建築物の敷地に樹木の植栽を行わなければならない。

- (1) 植栽する樹木の種類は、地域の風土や環境に適したものとし、季節感のある樹木、草花等を使用するように努めるものとする。
- (2) 敷地面積の5パーセント以上を緑地として整備するものとする。なお、駐車場及び建築物のテラス・バルコニー・屋上等を緑化する場合は、これらも緑地とみなすことができる。

- (3) 建築物の敷地の囲章は、風致、美観を損なわないような生垣又は、開放的な構造のものとする。
- (4) 物置及び屋外器機設備などは、積極的にその周囲を緑化するものとする。
- (5) 敷地内には、敷地に応じシンボルとなる中高木（3メートル以上）を1本以上植えるものとする。
- (6) なお、樹木の植栽は、土地の所有者等の建築物の完成と同時に完了しなければならない。ただし樹木の移植時期の適否により植栽を延期する場合は、1年を限度として延期することができる。

(樹木等の育成管理)

第7条 土地の所有者は、緑地の健全な育成を維持するために定期的な必要な管理（選定、病害虫防除施肥、除草等）をしなければならない、なお、樹木が枯損した場合は補植するものとする。

(運営委員会)

第8条 この協定を運営するため、緑化協定運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2. 運営委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3. 委員は、協定区域内の土地の所有者等互選によって選出する。
- 4. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5. 委員は、再任されることがある。

(役員)

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 若干名

- 5. 副委員長は、委員を補佐し、委員長に事故あるときは、そのあらかじめ指定する
 - ③ 会計 1名
 - ④ その他の運営委員会で必要と認められる役員
- 2. 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3. 員長は、運営委員会を代表し、協定運営のための事務を総轄する。
- 4. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。副委員長は、委員を補佐
- 5. 副委員長は、委員を補佐し、委員長に事故あるときは、そのあらかじめ指定する順序に従って、その職務を代理する。

6. 会計は、運営委員会の経理に関する事務を処理する。

(土地の所有者等の届出義務)

第 10 条 土地の所有者等は、敷地内の緑化計画を事前に運営委員会に対し、その定める方法により届け出なければならない。

(協定違反の場合の措置)

第 11 条 第 6 条及び第 7 条の規定に違反した者があったときは、委員長は運営委員会の規定に基づき、当該土地の所有者等に対してその是正を勧告するものとする。

2. 前項の勧告によってもその違反者が是正されないときは運営委員会は、その違反者に対して違反を是正するために必要な措置を講ずる。

(協定の効力)

第 12 条 この協定は、いわき市長の認可の公告があった日から起算して 1 年以内において、協定区域に 2 以上の土地の所有者等が存することとなったときから効力を生じる。

2. この協定は、前項の効力を生じた後に協定区域内の土地の所有者等となった者に對しても、効力があるものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、いわき市長の認可の公告があった日から 10 年とする。

2. 前項の有効期間は、期間満了前 6 ヶ月までに土地の所有者等の過半数から、文書にて廃止の申出がないときは、更新されるものとする。この場合における有効期間は 10 年とする。

(協定の変更及び廃止)

第 14 条 この協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

2. この協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

(補則)

第 15 条 この協定に規定するもののほか、運営委員会の運営に関する必要な事項は、

運営委員会が別に定める。

附 則

この協定書は2部作成し、1部をいわき市長に提出し、1部を委員長が保管し、
写しを土地の所有者等となった者全員に配布するものとする。
上記建築協定の締結に同意いたします。

平成6年11月9日

土地所有者

東京都千代田区霞ヶ関三丁目8番1号

地域振興整備公団

総裁工藤敦夫

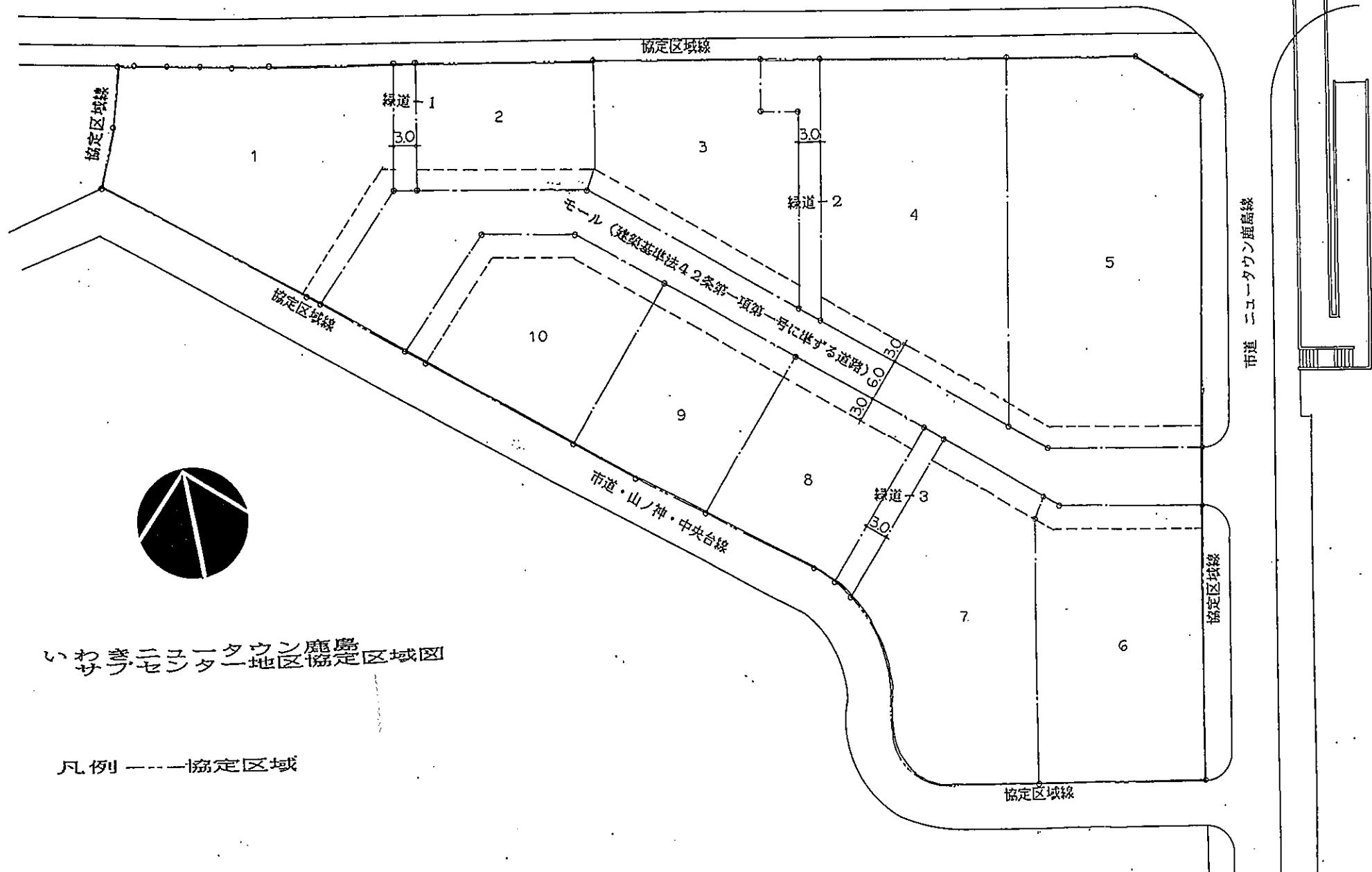
上記代理人

福島県いわき市中央台飯野四丁目2番地の4

地域振興整備公団

支部長河野清

市道 荒神作・勝負作線



いわきニュータウン鹿島サブセンター地区まちづくり指針

(目的)

いわきニュータウン鹿島サブセンター地区の良好なまちづくりを推進するための建築物等、緑化、管理、商空間に関する事項を掲げ、当地区の都市及び商環境を高度に維持増進していくことを目的とします。

(まちづくり指針)

1. 建築物等に関する事項

A 意匠

- (1) 土地を暫定的に利用する場合には、周辺の環境を阻害しないものとするよう配慮して下さい。
- (2) 建築物の色彩及び材質は、地区イメージとして別添の「プロヴァンススタイル（案）」を参考にして下さい。特に屋根材と外壁材の統一をはかれるように配慮して下さい。

屋根材： 陶板製洋瓦

外壁材： 塗壁 （白、若しくはアースカラー）

タイル貼 （古びた感じ）

外壁材は、全体としてざらつとしたものを使用して下さい。

- (3) 給排水管・ダクト・雨樋等は、バルコニー内部に露出するものを除き、外壁面に直接出させないように配慮して下さい。
- (4) 地上及び屋上の設備等の施設は、デザインに配慮し、少なくとも空調室外機・ボイラー・高架タンク・クーリングタワーは、直接見えないように配慮して下さい。又、屋上に物干場を設ける場合には、周囲から見えないようにパラペットの高さに考慮して下さい。
- (5) 鉄骨屋外階段を設ける場合は、形態上の配慮を行うとともに、色彩により建築物との調和を図って下さい。又、設置箇所についても周囲の景観を考慮した場所として下さい。
- (6) 避雷針・煙突・アンテナ（業務用無線）の設置については、景観に配慮して下さい。
- (7) 物置・車庫等の付属的建築物・工作物は、できるだけ建物と一体として下さい。やむを得ず別棟で設ける場合は、景観に配慮したデザインとして下さい。

B 高齢者及び障害者に対する配慮

- (8) 「福島県やさしいまちづくり整備指針」（平成4年11月、福島県高齢福祉課）に準拠して、施設整備にあたって下さい。

C 外構・看板

- (9) 外構は、歩道及び緑道との一体化が図られるように配慮して下さい。
- (10) 駐車場は、できるだけ隣地の駐車場と兼用できるように配慮するとともに、舗装材は、可能な限り透水性材料（例：透水性アスファルト、緑化ブロック等）、を使用して下さい。
- (11) 案内誘導サインは、目的の場所に安全・確実に到達できるよう視認性の高いものとして下さい。

D 美観形成

- (12) 閉店時の美観、夜間景観の演出のため、シャッターの形態、ショウウインドウ、照明灯等に配慮して下さい。

2. 緑化に関する事項

- (1) 植栽する樹種は、別表を参考にして、ハーブ及び四季の花が咲くものを選定し、全体の調和にも配慮して下さい。
- (2) オクジョウ・テラス・バルコニー等についても植木鉢、プランター等で積極的に植栽を行うようにして下さい。
- (3) 樹木等の保護、育成及び落葉の清掃に努めて下さい。
- (4) 市道山の神・中央台線に面するのり面は、植栽により保護してください。

3. 管理に関する事項

- (1) 建築物の建築前の未利用地については、ゴミ等の不法投棄の防止、防塵、除草等適切な管理に努めて下さい。
- (2) 建設工事現場は、防塵、安全管理棟周辺環境への配慮を十分に行い、工事期間中の美観保持に努めて下さい。
- (3) 敷地の整備に伴う残土については、場外処理として下さい。
- (4) 建築物の外壁等外観に係る部分は、清掃・修繕し、美観の維持に努めて下さい。
- (5) 夜の美観、にぎわい及び防犯面からも外壁や樹木のライトアップ等、夜間照明に努めるようにして下さい。
- (6) 道路、緑道、歩道の清掃に努めて下さい。
- (7) 自動販売機は、建築物の中に收め、屋外には設置しないで下さい。
- (8) 寝具・洗濯物を干す場合は景観に配慮して下さい。
(例：住宅のバルコニー等)
- (9) ゴミは各事業所で責任をもって処理して下さい。

4. 南空間に関する事項

- (1) このまち全体が共通のイメージである別添「プロヴァンススタイル（案）」を保有してお客様をもてなすこと（エンターテイメント）を、第一に考えた商空間づくりをして下さい。

(責務)

1. この協定区域内の土地所有者、及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃貸権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）は、この指針をまちづくりの目標のひとつとして、まち全体の良好な環境の維持に努めて下さい。
2. 土地の所有者等が所有権を移転する場合は、新たに権利を取得する者に対しこの指針の内容を説明し、新たに権利を取得するものはこれを継承して下さい。
3. 賃借者を有する建築物の所有者は、それぞれその建築物の管理運営に関する規約を制定し、賃借者に対してもこの地域の環境維持の意識を持たせるよう努めて下さい。

(補則)

この指針の疑義については、建築協定運営委員会及び緑化協定運営委員会へお問い合わせ下さい。

植栽を計画するときの樹種例

	常 緑 樹	落 葉 樹
高 木	アラカシ、ウバメガシ、シラカシ、 スダシイ、イグキ、カイツガイグキ、 サワラ、チャボヒバ、ヒノキ、イチイ、 モミ、ヒマラヤシーダー、ツバキ、 モッコク、クロガネモリ、ヤマモモ、 ユズリハ、マツ類	イチョウ、モミジバフウ、プラタナス、 トウカエデ、イロハモミジ、ケヤキ、 カシワ、トチノキ、アオギリ、 シナノキ、サクラ、コブシ、 ハクモクレン、ハナミズキ、センダン、 エゴノキ、ナナカマド
小 高 木 ・ 中 木	アセビ、カナメモチ、サンゴジュ、 シャリンバイ、マサキ、ヒサカキ、 サザンカ、キンモクセイ、ギンモクセイ、 ヒイラギモクセイ、ネズミモチ、 イヌツゲ、ホンツゲ、オウゴン、 ジャクヒバ	ウメ、モモ、カリン、ザクロ、 サルスベリ、モクレン、マンサク、 ハナカイドウ
低 木	サツキ・ツツジ類、シャクナゲ類、 クチナシ、ジンチョウゲ、ハクショウゲ、 ピラカンサ、キャラボク、ナンテン、 アオキ、ヤツデ	サツキ・ツツジ類、ボケ、ウメモドキ、 ドウダンツツジ、ニシキギ、アジサイ、 ライラック、コデマリ、ヤマブキ、 ユキヤナギ、レンギョウ、ロウバイ、 ハギ
そ の 他	アイビー(セイヨウキゾタ)、 タイカカズラ※つる性 ササ・タケ類	ナツツタ、スイカズラ、フジ、アケビ、 ムベ※つる性 シバ類(多年草)

●樹種の特長を生かした植栽例

・シンボルツリー

[緑 陰] カツラ、ケヤキ、トウカエデ、プラタナス、サクラ、シラカシ、スダシイ、モミ

[常 緑] アラカシ、シラカシ、スダシイ、マツ類、モミ、ヒマラヤシーダー、モッコク、ツバキ、サザンカ

[花] ツバキ、サクラ、ハナミズキ、ハクモクレン、サルスベリ、エゴノキ、サザンカ、キンモクセイ

[紅 葉] イチョウ、カツラ、ケヤキ、トウカエデ、イロハモミジ、ハナミズキ、エゴノキ、ウメ、ザクロ

[実] アラカシ、シラカシ、モッコク、ヤマモモ、ナナカマド、ハナミズキ、エゴノキ、ウメ、ザクロ

[芳 香] シナノキ、ハクモクレン、ウメ、キンモクセイ、ギンモクセイ

・植え込み

[常 緑] アオキ、カイツカイブキ、チャボヒバ、カナメモチ、サンゴジュ、ホンツゲ、アイビー、ササ・タケ類

[花] サツキ・ツツジ類、クチナシ、ジンチョウゲ、バラ、ライラック、ハギ、コデマリ、レンギョウ

[紅 葉] ドウダンツツジ、ニシキギ、ナツツタ、ナンテン(実)

[実] アオキ、ナンテン、ピラカンサ、ウメモドキ、ボケ

[芳 香] クチナシ、ジンチョウゲ、ライラック、バラ、ロウバイ

資料2：植栽の樹種例

●シンボルツリーとなる高木の例

樹種	特徴	用途
イチョウ	落葉高木・秋に扇形の葉が黄葉・黄色の果実の中の種子はギンナン・雄雌異株	公園・街路
カツラ	落葉高木・春に葉が出る前に紅色小花がつく・秋には黄葉・雄雌異株・緑陰樹	公園・庭木
ケヤキ	落葉高木・代表的な緑陰樹・風致木・秋には紅葉	公園・街路 庭木
シナノキ	落葉高木・初夏に淡黄色散房状花序がつき芳香(レモン香)がある・秋には紅葉	公園・街路 庭木
トウカエデ	紅葉高木・夏は緑陰向き・秋には紅葉(カエデ・モミジ類同上)	公園・街路 庭木
トチノキ	落葉高木・初夏に色白の円錐花序がつく緑陰向き・秋には紅葉(マロニエは近種)	公園・街路 庭木
プラタナス (スズカケノキ)	落葉高木・夏は緑陰向き・秋には紅葉し鈴のような果実が落葉後にも残る	公園・街路
クロマツ	常緑高木・針葉樹・庭園向き・沿岸の防潮林近年松の材線虫による立枯れ多発	庭木・防潮 昔は並木
シラカシ	常緑高木・夏は緑陰向き・秋には堅果がつく耐寒性のあるカシ	公園・街路 防風・防火
スダジイ (シイノキ)	常緑高木・夏は緑陰向き・秋には堅果がつく	公園・街路 防風・防火
ヒマラヤシーダー ^{（ヒマラヤスギ）}	常緑高木・針葉樹・夏は緑陰向き	公園
モミ	常緑高木・針葉樹・夏は緑陰向き	公園
ウメ	落葉小高木・初春に紅、白色の小花がつき芳香がある・初夏に黄色の果実がつく	公園・庭木
サクラ	落葉高木・日本の春の代表的花木・夏は緑陰向き・秋には紅葉	公園・街路 庭木
サルスベリ	落葉高木・夏に淡紅、白色の円錐花序がつく・夏は緑陰向き・秋には紅葉	庭木・街路
ハクモクレン	落葉高木・春に白色の大花がつき芳香がある・秋には黄葉	庭木
ハナミズキ	落葉高木・春に白色の花がつく・秋には深紅色の小果実がつき紅葉する	庭木・街路
ツバキ	常緑高木・初春に紅、白色の花がつく・葉が濃緑色で光沢をもつ	庭木・公園



プロヴァンススタイル(案)

(A4版縦)

届出月日 年 月 日

建築協定運営委員会 殿

届出人

印

住所

電話番号

いわきニュータウン鹿島サブセンター地区建築協定・緑化協定に関する届け出について

建築協定第10条及び同緑化協定第10条の規定に基づき、建築計画等の設計図を添付し
別紙のとおり届け出します。

記

1. いわきニュータウン鹿島サブセンター地区建築協定に関する届出書 1部

2. 設 計 図 1式

いわきニュータウン鹿島サブセンター地区建築協定・緑化協定に関する届出書

□のある欄は、該当するものにレ印をつけてください。

街区番号	一	
番号	建築協定の内容及び制限	
①	敷地は分割しないものとする。	敷地の分割は行ないません。
②	築山等、築庭に伴う盛土	盛土は、□します。□しません。
③	進入口の改庇は、行わないものとする	改庇は行ないません。
④	コンクリート・積 blockbuster等の擁壁は設けないものとする。	コンクリート・ブロック等の擁壁は設けません。
⑤	塀、柵等は設けないものとする。 ただし、次の各号に該当するものはこの限りでない。 イ. 隣地境界において境界線を明示する高さ20cm以下のもの。 ロ. 花壇を併用する高さ60cm以下のもの。 ハ. 周辺の景観と調和した塀・柵等で運営委員会が承認したもの。	塀、柵等は□設けません。 □設けます。(塀、柵等を設ける場合は、位置、構造等がわかる設計図面を添付すること。)
⑥	外壁の後退距離及び緩和制限 イ. 隣地縁道及び道路に面する側にあっては1.5m以上とする。 ロ. モールに面する側にあっては4.0m以上とする。 ハ. 外壁又はこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3m以下とする。 ニ. 物置、その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ緩和制限による床面積の合計が5m以内とする。	隣・縁道・道路側 東_____m 南_____m 西_____m 北_____m モール側 東_____m 南_____m 西_____m 北_____m 該当 □します。(_____m) □しません。 物置、その他これに類する用途に供する建物 □あります。軒高_____m 床面積_____m □ありません。
⑦	建築物の用途は、次に掲げる用途以外の建築物とする。 ただし、サブセンター地区として機能に支障を及ぼさない暫定的な建築物で、運営委員会が承認したものはこの限りでない。 イ. 住宅(一戸建専用住宅) ロ. 共同住宅及び寄宿(全てを当該用途に供するもの) ハ. ホテル、旅館 ニ. 工場(自家販売の為の食品製造業は除く) ホ. 車庫(付属車庫は除く) ヘ. 倉庫が主たる用途の建築物 ト. まあじやん屋、ばんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、 場外車券売場、その他これらに類するもの チ. カラオケボックス、その他これらに類するもの リ. ガソリンスタンド	建築物の用途 ()
⑧	建築物等の意匠は、周辺の環境と調和したものとする。 特に屋根の形状並びに外壁及び屋根の色彩、材料に配慮する。	建築物等の意匠は、周辺の環境と調和したものとします。 特に屋根の形状並びに外壁及び屋根の色彩、材料に配慮します。 (屋根の形状並びに外壁及び屋根の色彩、材料のわかる設計図面を添付すること。)
⑨	電線・電話線等の設置については、次のとおりとする。 イ. 敷地内の屋外電線・屋外電話線・通信ケーブル等は、地下埋設とする。 ロ. テレビ受信用のアンテナは設置しない。	地内の屋外電線・屋外電話線・通信ケーブル等は、地下埋設とします。 テレビ受信用アンテナの設置は行ないません。
⑩	屋外広告物は、社名、商標、建築物の名称にかかわるものに限り周辺の景観と調和した独立看板及び建築物の壁面直付け文字看板とする。 ただし、法律等で形態が指定されている看板は、この限りでない。 広告物等の後退距離 広告物を掲示する場合、広告物の先端から敷地境界線までの距離は隣地、縁道及び道路に面する側にあっては1.5m以上とする。 ただし、モールに面する側にあっては、3.0m以上とする。 貸看板は、設置できません。 駐車場施設(屋内・屋外共)	広告物の掲示は、□します。□しません。 (広告物の掲示を行なう場合は位置、意匠、構造等がわかる設計図面を添付すること。) 広告物を掲示する場合、 隣地、縁道及び道路に面する側 (_____m) モールに面する側 (_____m) 貸看板は、設置しません。 駐車場施設の設置を□行います。□行いません。 (駐車場施設の設置を行う場合は、位置、意匠、構造、駐車台数等がわかる設計図面を添付すること)
⑪	緑化計画について イ. 敷地面積の5パーセント以上を緑地として整備するものとする。 ロ. 建物の壁際は、風致、美観を損なわぬよう生垣又は、開放的な構造とする。 ハ. 物置及び屋外機器設備などは、積極的にその周囲を緑化するものとする。 ニ. シンボルとなる中高木(3m以上)を1本以上植樹するものとする。	敷地面積の5パーセント以上を緑地として整備します。 敷地の周囲は、□生垣 □生垣以外() 物置及び屋外設備機器などは、積極的にその周囲を緑化します。 シンボルとなる中高木(3m以上)を1本以上植樹します。
⑫	その他	敷地面積(_____m ²) 建築面積(_____m ²) 延床面積(_____m ²) 建ぺい率() 容積率(%)
⑬	将来外構工事、増・改築等の建築工事、広告物の掲示、又は駐車場施設の設置を行う場合には、施工前に再度協定の届出が必要です。	将来外構工事、増・改築等の建築工事又は広告物の掲示を行う場合には、施工前に再度協定の届出をします。 届出人()

※必要に応じて特記事項を任意の様式で記載してください。